

改正

平成 20 年 3 月 28 日規則第 40 号

平成 24 年 10 月 29 日規則第 44 号

平成 25 年 12 月 6 日規則第 44 号

平成 27 年 12 月 28 日規則第 43 号

平成 28 年 3 月 11 日規則第 10 号

令和元年 9 月 30 日規則第 22 号

鴻巣市上水道給水条例施行規則

鴻巣市上水道給水条例施行規則（昭和 37 年鴻巣市規則第 5 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 給水装置の工事、費用及び管理（第 2 条—第 16 条）

第 3 章 給水（第 17 条—第 20 条）

第 4 章 料金及び手数料（第 21 条—第 25 条）

第 5 章 雑則（第 26 条—第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、鴻巣市上水道給水条例（平成 17 年鴻巣市条例第 146 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び附属用具）

第 2 条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用具をもって構成するものとする。

2 給水装置には、止水栓きょう、水道メーターますその他附属用具を備えなければならない。

3 止水栓は、原則として道路との境界に最も近接した私有地内に設置しなければならない。

（給水装置工事の申込み）

第 3 条 条例第 6 条に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置の新設・改造・修繕・撤去工事

申込書（様式第1号）により行うものとする。

（設計変更等の届出）

第4条 前条の規定による申込みをした者がその設計を変更し、その工事を中止し、又はその申込みを取消しようとするときは、給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

（設計審査及び工事検査申請書の提出）

第5条 条例第9条第2項に規定する給水装置工事の設計審査を受けようとするときは、設計審査申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の工事が完成したときは、給水装置の新設・改造・修繕・撤去工事検査申請書（様式第4号）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

（加入金）

第6条 条例第8条の加入金については、条例第2条に規定する給水区域内における給水装置を所有する者が当該給水装置を撤去し、それに代わる給水装置を新設するときは、撤去する給水装置の水道メーター（以下「メーター」という。）の口径に係る加入金の額を限度に減免することができるものとする。

2 前項の規定において、加入金に差額が生じても還付しないものとする。

3 第1項の規定において、新設する給水装置が2箇所以上あるときは、撤去する給水装置のメーターの口径に係る加入金相当額を限度に分割して減免することができる。この場合において、撤去する給水装置と新設する給水装置の設置場所は、同一敷地内又は同一事業用地内に限るものとする。

4 第1項の規定において、撤去する給水装置が2箇所以上あるときは、それぞれの給水装置のメーターの口径に係る加入金相当額を合算した額を限度に減免することができる。

（利害関係人の同意書等の提出）

第7条 条例第9条第3項の規定により給水装置工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者の書類を管理者に提出しなければならない。

（1） 他人の給水装置から分岐しようとするとき 当該給水装置の所有者の分岐承諾書

（2） 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするとき 当該家屋又は土地所有者の使用同意書

（3） 前2号の規定による書類を提出できないとき 当該給水装置工事申込者の誓約書（様式第5号）

(給水装置使用材料)

第8条 管理者は、条例第9条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合していることの証明書の提出を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により証明書が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができるものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第11条第1項の規定に基づく配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具の指定については、別表に定めるものを標準とし、これを指定する。

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(直結直圧給水)

第10条 管理者は、建築物の1階及び2階までの給水用具に直結直圧による給水（以下「直結直圧給水」という。）を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、必要な水圧及び水量を安定的に確保できる場合は、3階建ての建築物に直結直圧給水を行うことができる。この場合において、直結直圧給水を受けようとする者は、あらかじめ管理者と協議しなければならない。

(直結増圧給水)

第11条 管理者は、3階建て以上の建築物であって、給水引込管の口径、同時使用水量、使用動水圧及び関連する配水管網への影響等について支障がないと認める場合は、直結増圧による給水（以下「直結増圧給水」という。）を認めるものとする。この場合において、直結増圧給水を受けようとする者は、あらかじめ管理者と協議しなければならない。

(給水装置の管理等)

第12条 給水装置の管理は、当該給水装置の所有者の責任において行うものとする。ただし、条例第7条及び第23条第2項ただし書に規定する費用負担は、原則として配水管の分岐部から宅地内の止水栓までの間において、公共的な保守及び漏水等が生じたときの修繕費用とし、管理者がその費用を負担することができるものとする。

(メーターの設置位置等)

第13条 条例第19条第3項に規定するメーターの設置位置は、次に定める基準により設置するも

のとする。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として当該給水管の配水管又は他の給水管からの分岐部に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設置することができる場所
- (6) 計測に影響を与えるおそれのある器物に近接していない場所

2 管理者は、メーターの設置位置等が前項の基準に適合しないときは、当該給水装置の所有者にメーター又は止水栓の設置場所の変更を命ずることができるものとする。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第14条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第5条に規定する基準に適合していなければならない。

2 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じるおそれのない構造でなければならない。

3 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

(工事費の算出方法)

第15条 条例第12条第1項各号に規定する給水装置工事の工事費の算出において、次の各号に掲げる費用は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計費 設計総額に100分の3を乗じて得た額
- (2) 材料費 管理者が定める材料別単価に使用材料の数量を乗じて得た額
- (3) 運搬費 材料費に100分の2を乗じて得た額
- (4) 労力費 管理者が定めるところにより、工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額
- (5) 道路復旧費 管理者が定めた単価により算出して得た額
- (6) 工事監督費 第2号から前号までの合計金額に100分の2を乗じて得た額
- (7) 間接経費 第2号から前号までの合計金額に100分の3を乗じて得た額

(瑕疵(かし)担保)

第16条 管理者が施行した給水装置工事について瑕疵(かし)があったときは、その引渡しを完了した日から6箇月間、その給水装置工事の瑕疵(かし)を補修又はその瑕疵(かし)によって生じた滅失若しくは毀損に対して損害を賠償するものとする。ただし、天災地変又は水道使用者等の故

意若しくは過失によるものと認めるときは、この限りでない。

### 第3章 給水

(代理人の選定届等)

第17条 条例第17条の規定による代理人の選定及び条例第21条第2項第5号の変更の届出は、代理人選定・変更届(様式第6号)により行うものとする。

(管理人の選定届等)

第18条 条例第18条第1項の規定による管理人の選定及び条例第21条第2項第5号の変更の届出は、管理人選定・変更届(様式第7号)により行うものとする。

(各種届出の様式)

第19条 この条例に規定する各種届出の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第16条の水道の使用を開始しようとするとき、又は条例第21条第2項第1号の使用者の氏名若しくは住所に変更があったとき 水道使用開始・使用者変更届(様式第8号)
- (2) 条例第21条第1項第1号の水道の使用を廃止し、又は休止しようとするとき 水道使用廃止・休止届(様式第9号)
- (3) 条例第21条第1項第2号の料率の異なる2種以上の用途に使用しようとするとき 給水装置用途変更届(様式第10号)
- (4) 条例第21条第1項第4号の消防演習に消火栓を使用しようとするとき 消火栓演習使用届(様式第11号)
- (5) 条例第21条第2項第2号の給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届(様式第12号)
- (6) 条例第21条第2項第4号の消防用として水道を使用したとき 消火栓使用届(様式第13号)
- (7) 条例第21条第2項第3号の共用給水装置の使用戸数又は使用箇所数に異動があったとき 共用給水装置使用者異動届(様式第14号)

(給水装置及び水質検査の請求)

第20条 条例第24条第1項の規定による給水装置及び水質の検査を受けようとするものは、給水装置(水質)の検査請求書(様式第15号)を管理者に提出しなければならない。

### 第4章 料金及び手数料

(料金の算定)

第21条 条例第28条の規定による定例日は、管理者が区域別に別に定める。

(使用水量の端数)

第22条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月に繰り越して計算する。ただし、水道の使用を廃止し、又は休止した場合の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用水量の認定)

第23条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として、日割計算により異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、使用水量を認定する月の前2回又は前年の同期における使用水量その他の事情を参酌して認定し、これにより難いときは見積書による。

(料金及び使用料徴収後の過不足精算)

第24条 条例第27条の規定による料金の徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、翌月分の料金徴収の際に過不足を精算する。ただし、水道の使用を廃止し、又は休止した者の料金に係るときは、速やかに過不足を精算する。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第25条 条例第37条の規定により減額又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金等の減額又は免除の認定を受けようとするものは、料金等減額・免除申請書(様式第16号)を管理者に提出するものとする。

## 第5章 雑則

(措置命令)

第26条 条例第38条の規定による措置命令及び第13条第2項の命令は、給水装置に関する措置命令書(様式第17号)により行うものとする。

(水道使用上の注意)

第27条 水道の利用者は、水道を使用するとき給水装置に水が逆流しないような措置を講じなければならないものとする。

(立入検査の身分証明書)

第 28 条 給水装置の検査に従事する職員の身分証明書は、様式第 18 号による。

(その他)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

2 吹上町及び川里町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、鴻巣市上水道施行規則（昭和 37 年鴻巣市規則第 5 号。以下「旧鴻巣市規則」という。）、吹上町水道事業給水条例施行規程（平成 10 年吹上町水道告示第 3 号。以下「吹上町告示」という。）又は川里町水道事業給水条例施行規則（平成 10 年川里村企業管理規程第 2 号。以下「川里町規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 20 年規則第 40 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 10 条及び第 11 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の工事について適用し、施行日前の申込みに係る給水装置の工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年規則第 44 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 25 年規則第 44 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴻巣市上水道給水条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の工事について適用し、施行日前の申込みに係る給水装置の工事については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第43号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月11日規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴻巣市上水道給水条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る給水装置の工事について適用し、施行日前の申込みに係る給水装置の工事については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日規則第22号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

	品名	規格・基準	形状・材質	摘要
管類	水道用硬質ポリ塩化 ビニル管	J I S K 67 42	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル 管（H I—V P）	給水管口径 50mmまで
		J W W A K 129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質 ポリ塩化ビニル管	給水管口径 50mm・75 mm
	水道用ダクタイル鋳 鉄管	J W W A G 120	G X形	給水管口径 75mmから
分岐	水道用サドル付分水	J W W A B	止水機構ボール式サドル付分	給水管口径 50mmまで



用類	栓	117	水栓	
	不断水式割T字管	鴻巣市承認品	バルブ付フランジ型	給水管口径 50mmから
	水道用硬質ポリ塩化 ビニル管チーズ	J I S K 67 43	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル 管継手	給水管口径 40mmまで
継手 類	伸縮可とう継手	鴻巣市承認品	塩化ビニル管金属継手	給水管口径 50mmまで
	水道用硬質ポリ塩化 ビニル管ソケット等	J I S K 67 43	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル 管継手	給水管口径 50mmまで
		J W W A K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質 ポリ塩化ビニル管継手	給水管口径 50mm・75 mm
	水道用ダクタイル鋳 鉄異形管	J W W A G 121 鴻巣市承認品	G X形	給水管口径 75mmから
	ユニオンシモク（ガ イドナット付ユニオ ンソケット）	鴻巣市承認品	塩化ビニル管金属継手ガイド 付水道メーター用	
弁類 他	水道用止水栓	J W W A B 108	青銅製ボール式止水栓一文字 型	給水管口径 40mmまで
	メーターバルブ	J W W A B 108	伸縮型青銅製ボールバルブ 開閉防止伸縮型青銅製ボール バルブ	伸縮固定リング付
	水道用仕切弁	J W W A B 120 鴻巣市承認品	ソフトシール仕切弁	
	逆流防止弁	鴻巣市承認品	青銅製 水道メーター用	
	仕切弁筐	鴻巣市承認品	鋳鉄製 ねじ式弁筐	
	止水栓筐	鴻巣市承認品	蓋材質：樹脂製 ホルダー材質：樹脂製 蓋の色：ブルー	市マーク入り
鴻巣市承認品		蓋材質：鋳鉄製		

			ホルダー材質：樹脂製	
	メーターボックス	鴻巣市承認品	沈下防止型 底板付 蓋材質：樹脂製又は铸铁製 蓋の色：ブルー	メーター口径より1 口径上のボックス 市マーク入り

様式第1号 (第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

給水装置の新設・改造・修繕・撤去工事申込書										建築確認 第 号			
受付番号										(宛先)鴻巣市長 私は、鴻巣市上水道給水条例その他の水道事業管理規程に規定する事項 を遵守することに同意の上、給水装置の工事を申し込みます。		設計審査	主査
受付日												一般 営業	
検針番号												工場 臨時 官公署等	
申込者	住所				電話番号		用途	量水器	口径 mm	承認			
	ふりがな 氏名								番号	課長	水道技術 管理者		
工事場所									検満 年 月				
所有者	建物								指針 m <sup>3</sup>	入金日			
	土地												
装置種類	専用共用	私設消火栓	給水方法	直結式	貯水槽式	直結増圧式	予定使用水量 m <sup>3</sup> /日						
集合住宅	戸数	戸	階層	階	建物名称								
口径変更	mm~ mm		既設量水器番号				給水予定 年 月 日						
利害関係者	所有者分岐承諾書		住所				氏名 ㊟						
	土地使用同意書		住所				氏名 ㊟				加		
納付金	加入金	円(内消費税 円)		設計審査手数料 円			工事検査手数料 円			検			
委任	私(工事申込者)は、本給水装置の工事、申込み及び納付金等に関する一切の事項を次の設計審査申請者(指定給水装置工事事業者)に委任します。									通知日			
	年 月 日									㊟			

様式第2号 (第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

給水装置工事設計変更(工事中止・申込取消)届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

給水装置工事申込者

住 所

氏 名



次のとおり給水装置工事の設計変更(工事中止・申込取消)をしたいので届け出ます。

申込みの受付年月日 及び番号	年 月 日 第 号
工事の場所	鴻巣市
工事の種別	新設 改造 修繕 撤去
指定給水装置工事 事業者	
設計変更の場合の 変更要点	
工事中止又は申込み 取消しの理由	
設計変更の場合の 現場設計立会人氏名	

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

設計審査申請書

(宛先)鴻巣市長

年 月 日

給水装置の工事の施行に当たり、次のとおり調査・設計したので設計審査を申請します。

申請者(指定給水装置工事事業者)

指定番号 第 号

給水装置工事主任技術者

登録番号 第 号

本管口径	mm	給水管口径	mm	本管所有	市	利害関係者	本管管種	DIP	石綿	ポリ	VP	HI	他		
既設埋設物	汚水	ガス	電気	電話	雨水	他	布設道路の種類	国道	県道	市道	私道	舗装道	砂利道	車道	歩道
布設方法	開削	推進	貫孔	本管圧力	Mpa	末端給水用具数	栓	施工予定日			年	月	日		
分岐からメーター取付けまで使用資材				平面図 S=FREE			建築物の主たる用途			建築規模					
名称	形状寸法	数量	形式番号	製造業者											

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

給水装置の新設・改造・修繕・撤去工事検査申請書

(宛先)鴻巣市長

年 月 日

申請者(指定給水装置工事事業者)

水道番号				申請者(指定給水装置工事事業者)		主 査		検 査 員	
						課 長		水道技術 管 理 者	
申込者氏名				鴻巣市		施工完了		年 月 日	
工事場所						水道		口径	
建物名称				メーター		番号		号	
検 定 検 満		年 月		開始指針 m <sup>3</sup>		使用状況		開栓 閉栓 メーター未取付け	
しゅん工図(平面図 立面図 S=FREE)									
主任技術者				登録番号		第 号		水圧テスト実施日	
								・分岐部から乙止水栓 年 月 日実施	
								・乙止水栓から給水栓 年 月 日実施	

様式第5号(第7条関係)  
様式第5号(第7条関係)

誓 約 書

(宛先)鴻巣市長

年 月 日

給水装置工事申込者

住 所

氏 名



給水装置工事の場所

上記の給水装置工事施工について、第三者から異議があっても誠意をもって解決に努め、鴻巣市に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

様式第6号(第17条関係)

様式第6号(第17条関係)

代理人選定・変更届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

給水装置所有者

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり代理人を選定・変更したので届け出ます。

お 客 様 番 号					
給 水 装 置 の 設 置 場 所					
給 水 装 置 の 種 類	専 用                  共 用				
水 道 番 号	第                          号				
代 理 人	住 所 電 話 番 号	電 話 番 号			
	フリガナ 氏 名				
変 更 前 の 代 理 人	住 所 電 話 番 号	電 話 番 号			
	フリガナ 氏 名				

様式第7号(第18条関係)

様式第7号(第18条関係)

管理人選定・変更届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

住 所  
 給水装置共用(有)者  
 氏 名  
 電話番号  
 氏 名  
 電話番号  
 氏 名  
 電話番号

次のとおり管理人を選定・変更したので届け出ます。

お 客 様 番 号					
給 水 装 置 の 設 置 場 所					
給 水 装 置 の 種 類	専 用                  共 用				
水 道 番 号	第                          号				
管 理 人	住 所 電 話 番 号	電 話 番 号			
	フリガナ 氏 名				
変 更 前 の 管 理 人	住 所 電 話 番 号	電 話 番 号			
	フリガナ 氏 名				

様式第8号(第19条関係)



様式第8号(第19条関係)

水道使用開始・使用者変更届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

次のとおり届け出ます。

お 客 様 番 号							
給 水 装 置 設 置 場 所							
フ リ ガ ナ							
使 用 者 氏 名							
給 水 装 置 の 種 類	専 用	共 用					
給水開始年月日又は 使用者変更年月日	年 月 日						
宛 先	電話番号						
備 考							
前 使 用 者 名							
給 水 装 置 所 有 者 住 所 ・ 氏 名	電話番号						
共用給水装置の場合 管理人の住所・氏名							
連 絡		受 付		検 針 月	奇 ・ 偶	入 力 月 日	

様式第9号(第19条関係)

水道使用廃止・休止届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

次のとおり届け出ます。

お 客 様 番 号							
給 水 装 置 設 置 場 所							
フ リ ガ ナ							
使 用 者 氏 名							
給 水 装 置 の 種 類	専 用	共 用					
転 出 日			年	月	日		
精 算 日			年	月	日		
精 算 方 法	1 口座	2 納付書	3 現地精算	:	~	:	
転 出 先	電話番号						
備 考							
給 水 装 置 所 有 者 住 所 ・ 氏 名	電話番号						
給 水 廃 止 年 月 日			年	月	日		
給 水 廃 止 の 理 由							
連 絡			受 付			入 力 月 日	

様式第10号(第19条関係)  
様式第10号(第19条関係)

給水装置用途変更届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

給水装置使用者

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり給水装置の用途を変更したいので届け出ます。

お 客 様 番 号					
給 水 装 置 の 設 置 場 所					
給 水 装 置 の 種 類	専 用                  共 用				
水 道 番 号	第                          号				
用 途 別	旧				
	新				
用 途 変 更 年 月 日	年   月   日				

様式第11号(第19条関係)

消火栓演習使用届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

消火栓使用者

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消 火 栓 の 設 置 場 所	
消 火 栓 の 種 類	封かん 計量器つき
演 習 使 用 年 月 日	年 月 日 午 前 後 時 分 から 午 前 後 時 分 まで
摘 要	

給水装置所有者変更届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

給水装置所有者

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり給水装置の所有者が変更したので届け出ます。

お 客 様 番 号				
給 水 装 置 設 置 場 所				
給 水 装 置 の 種 類	専 用 共 用			
水 道 番 号	第 号			
新所有者	住 所 電 話 番 号	電 話 番 号		
	フリガナ 氏 名			
旧所有者	住 所 電 話 番 号	電 話 番 号		
	フリガナ 氏 名			
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 事 由				

消火栓使用届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

消火栓使用者

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり消火栓を使用したので届け出ます。

消火栓の設置場所	
消火栓の種類	封かん 計量器つき
使用年月日	年 月 日 午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで
使用の目的	
その他特記事項	

共用給水装置使用者異動届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

異動した使用者

氏 名

電話番号

管理人 氏 名

電話番号

次のとおり共用給水装置の使用者に異動があったので届け出ます。

お 客 様 番 号					
給 水 装 置 の 設 置 場 所					
水 道 番 号	第 号				
世 帯 数	異動前 世帯から 増 ・ 減				
異 動 す る 世 帯 主 氏 名	増				
	減				
異 動 後 の 世 帯 数	世帯				

給水装置(水質)の検査請求書

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

検査請求者

住 所

氏 名

次のとおり給水装置(水質)の検査を請求します。

給水装置の 設置場所	鴻巣市
給水装置の種類	専用          共用
水道番号又は お客様番号	第                  号
給水装置 (水質)の検査 を請求した理由	



料金等減額・免除申請書

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり料金等の減額・免除を受けたいので申請します。

お客様番号				
給水装置の設置場所				
給水装置の種類	専用	共用		
水道番号	第	号		
減額・免除を受けようとする理由				
種類	料金	手数料	その他の費用( )	

様式第17号(第26条関係)

給水装置に関する措置命令書

給水装置の設置場所  
鴻巣市  
給水装置の使用者  
又は給水装置の所有者

鴻巣市上水道給水条例第38条及び、鴻巣市上水道給水条例施行規則第13条第2項の規定に基づき次のとおり命ずる。

年 月 日

鴻巣市長



措置命令事項

様式第18号(第28条関係)

様式第18号(第28条関係)

表

裏

第 号
身分証明書
所 属 職氏名
年 月 日生
この者は水道法第17条第1項の規定 により給水装置の検査に従事する職 員であることを証明する。
鴻巣市長 <span style="float: right;">印</span>
発行 年 月 日
(有効期間1年)

4.5cm

8cm

水道法抜すい

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。